

秋季全国火災予防運動

逃げ遅れを防ぐ

火災警報器の設置を



や熱を感知し、警報音や音声、振動などで火災を知らせる機器で、新築住宅は18年から、既存住宅は20年6月から設置が義務化となりました。

住宅火災による全国の死者数の7割近くは「逃げ遅れ」が原因で、機器を設置すれば、初期段階で火災を知り、早急な消火活動と避難によって、犠牲者を減らすことができますが、市内の普及率は今年6月時点の推計で、34・9パーセントにすぎません。

③ガスコンロから離れるときは必ず火を消す④住宅用火災警報器の設置⑤寝具・衣類は防災製品を使用⑥住宅用消火器などを設置⑦隣近所の協力体制をつくらうといった、7つのポイントが心がけてください。

警報器の共同購入説明会も

「住宅用火災警報器」は、煙

消防本部では、自治会を単位として住宅用火災警報器の共同購入の説明会を行っています。

耳の不自由な方へ

災害時の情報収集用グッズを配布

耳の不自由な方が、風水害や地震など、万一の災害で避難が必要

なときには、「聞こえない」ことが健常者に伝わらず、皆さんからの情報を収集するのが困難です。そこで、災害時に自らが情報を積極的に収集し、また、情報を提供していただくための手段として、「野田市聴覚障害者協会(熊澤英也会長)」と「野田市手話サークルけやきの会(岩渕三枝子会長)」では、聴覚障がい者と手話ボランティア

ティアアの災害時の情報収集用グッズを共同で作成しました。グッズは首から掛けられるカードで、聴覚障がい者用には、「私は耳が不自由です。情報を教えてください」と、手話ができる方用には、「手話できます」と記載しています。



合計100枚寄附していただきました

社会福祉課と社会福祉協議会で無料で配布していますので、万一の時に役立てていただくとともに、ボランティアの皆さんのご協力もお願いします。

【問合せ】社会福祉課

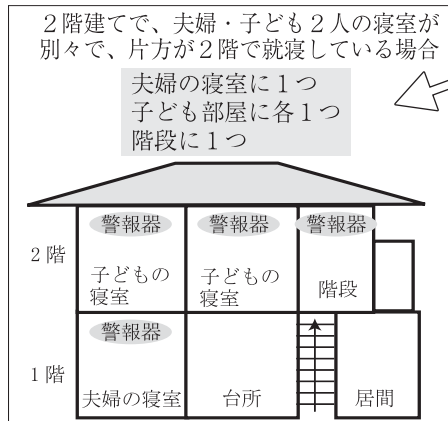
=住宅防火のいちを守る7つのポイント=



ストーブの周りには燃えやすい物を置かない

ガスコンロから離れる時は火を消す

■火災警報器の設置例



住宅用火災報知器の設置



防火製品の使用 (防火製品のマーク)

住宅用消火器等の設置

隣近所と協力体制の構築

火災予防のキャンペーンを  
さらに、消防本部では、11月6日(土)13時30分から15時30分まで、ショッピングセンター・ノア店(中根36-1)で、消防グッズの配布や消防音楽隊による演奏、市内小学生による防火をテーマにしたポスターの表彰式を行い

ます(同ポスター展は11月10日(土)15日(日)8時30分~20時、市役所1階ふれあいギャラリー)で。なお、火災予防運動初日の9日(火)7時には、消防署のサイレンを鳴らしますので、火災と間違えないようにご注意ください。  
【問合せ】消防本部予防課 ☎7124-0114